

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則【総務局行政経営部行政経営課】 4
- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】 5

◇ 公告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告（3件）【環境局循環社会推進部業務課】 13

◇ 訓令

- 北九州市訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する訓令【総務局行政経営部行政経営課】 25

◇ 消防局

- 北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程及び北九州市消防地理水利規程の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】 26

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局管理規程に規定する申請書等の押印の特例に関する規程【上下水道局総務経営部総務課】 27
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 28
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 29

◇ 交通局

- 北九州市交通局管理規程に規定する申請書等の押印の特例に関する規程【交通局総務経営課】 3 0

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 3 1
- 北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 3 2
- 北九州市教育委員会教育長訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】 3 3

◇ 人事委員会

- 北九州市人事委員会規則に規定する届出書等の押印の特例に関する規則【行政委員会事務局調査課】 3 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則

行政手続の簡素化を推進し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、市長が別に定める申請書等について、押印を廃止することにしました。

この規則は、令和2年11月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 市民税・県民税納税通知書及び給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書にひとり親の区分の記載欄を設けることにしました。
- 2 市税更正（決定）通知書ほか17様式の延滞金の金額の計算方法についての記載を改めることにしました。

この規則は、令和3年1月1日から施行することにしました。

北九州市規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第66号

北九州市規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、北九州市規則に規定する申請書、申込書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち市長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する北九州市規則の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

付 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第67号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号イ中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同号ウ中「補てん」を「補填」に改め、同項第4号中「できない金額」の次に「の上限額」を加える。

第10号様式中「延滞金」を「、延滞金」に、「平成25年12月31日」を「令和2年12月31日」に、「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「北九州市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年北九州市条例第30号）第1条の規定による改正前の北九州市市税条例（イにおいて「改正前の市税条例」という。）付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセント」に、「年7.3パーセント）。ただし、平成12年1月1日前の期間については、年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント）」に、「、年14.6パーセント」を「、改正前の市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年14.6パーセント）」に、「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「1パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は年7.3パーセント）」を「1パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年7.3パーセント）」に、「年14.6パーセント）」を「、年14.6パーセント）」に改める。

第14号様式の別紙1中

「

扶養親族該当区分					本人該当区分								
特	同	老	16	その	特	他	未	特	他	寡	特	寡	勤
定	老	人	歳	他	障	障	成	障	障	婦	寡	夫	労
			未				年						学
			満				者						生

」

「

扶養親族該当区分					本人該当区分								
特	同	老	16	その	特	他	未	特	他	寡	特	寡	勤
定	老	人	歳	他	障	障	成	障	障	婦	寡	夫	労
			未				年						学
			満				者						生

」

改め、同様式の別紙2中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「年7.3パーセント）」を「、年7.3パーセント）」に、「年14.6パーセ

ント」を「、年14.6パーセント」に改める。

第15号様式の別添（表）及び（裏）以外の部分中「並びに北九州市市税条例第36条第1項」を削り、同様式の別添（表）を次のように改める。

第17号様式（裏）及び第18号様式（裏）中「平成12年1月1日から平成25年12月31日まで」を「令和2年12月31日以前」に改め、「年7.3パーセントの割合にあっては当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は年7.3パーセント）とします。平成26年1月1日以後の期間については」を削り、「北九州市市税条例」を「北九州市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年北九州市条例第30号）第1条の規定による改正前の北九州市市税条例」に、「年14.6パーセント）」を「年14.6パーセント）」に、「年7.3パーセント）とします。）」を「年7.3パーセント）とします。令和3年1月1日以後の期間については、年14.6パーセントの割合にあっては北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年14.6パーセント）とし、年7.3パーセントの割合にあっては延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年7.3パーセント）とします。）」に、「お問合せ」を「お問い合わせ」に改める。

第19号様式（その1）の別紙1及び第19号様式（その2）の別紙中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「年14.6パーセント」を「年14.6パーセント」に、「年7.3パーセント）」を「年7.3パーセント）」に、「切り捨てます」を「切り捨てます」に改める。

第24号様式（その1）の別紙1、第24号様式（その2）及び第24号様式の2中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「年7.3パーセント）」を「年7.3パーセント）」に、「年14.6パーセント」を「年14.6パーセント」に改める。

第29号様式（その2）の備考第1項中「第65条第2号」を「第64条の4第2号」に改める。

第29号様式の2及び第29号様式の3を次のように改める。

第 2 9 号様式の 2

市たばこ税の更正通知書

年 月分の市たばこ税について、地方税法の規定により、下記のとおり更正等を行いましたので通知します。

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称)

北九州市長 年 月 日印

通知番号	収入番号	更正の対象となった申告年月分				
		年 月 分				
摘要		更正後	更正前	差引		
課税標準となる売渡し本数 (本) ①						
納付すべき市たばこ税額 (円) ①× 円 (1,000本につき)		A	B			
この通知により、納付すべき市たばこ税額又は減少(一印)する市たばこ税額 (A-B)		C				
加算金	加算金区分	基礎となる税額 (円) ②	適用率 (%) ③	加算金額 (円) ④ (②×③)	控除する加算金額 (円) ⑤	この通知により、納付すべき加算金額又は減少(一印)する加算金額 (④-⑤)D(円)
この通知により、納付すべき市たばこ税額又は減少(一印)する市たばこ税額及び加算金額の合計額 (C+D) (円)				納期限 年 月 日		
更正理由						

注 意

1 納付すべき税額には、地方税法第473条第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が加算されます。

(1) 令和2年12月31日以前の期間

ア この通知による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、北九州市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年北九州市条例第30号)第1条の規定による改正前の北九州市市税条例(イにおいて「改正前の市税条例」という。)付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

イ その後の期間については、改正前の市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

(2) 令和3年1月1日以後の期間

ア この通知による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

イ その後の期間については、北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

2 この更正又は加算金額の決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、3箇月の期間が経過する前に、更正又は加算金額の決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、審査請求書は、1通提出してください。用紙は 課に備え付けてあります。

また、この更正又は加算金額の決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の書面を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、6箇月の期間が経過する前に、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、更正又は加算金額の決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、更正又は加算金額の決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでも更正又は加算金額の決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(日本産業規格A4)

第 2 9 号様式の 3

市たばこ税の決定通知書

年 月分の市たばこ税について、地方税法の規定により、下記のとおり決定等を行いましたので通知します。

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称)

年 月 日 印
北九州市長

通知番号	収入番号	決定の対象となった申告年月分				
		年 月分				
摘要		決定額等	/			
課税標準となる売渡し本数(本)						
納付すべき市たばこ税額 (円) ①× , 円 (1,000本につき)						
この通知により納付すべき市たばこ税額 (円)						A
加算金	加算金区分	基礎となる税額 ② (円)	適用率 ③ (%)	加算金額 ④(②×③)(円)	控除する加算金額 ⑤ (円)	この通知により納付すべき加算金額 B (円)
この通知により納付すべき市たばこ税額及び加算金額の合計額 (A+B) (円)					納期限 年 月 日	
決定理由						

注 意

1 納付すべき税額には、地方税法第473条第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の割合で計算した延滞金に加算されます。

(1) 令和2年12月31日以前の期間

ア この通知による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、北九州市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年北九州市条例第30号)第1条の規定による改正前の北九州市市税条例(イにおいて「改正前の市税条例」という。)付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

イ その後の期間については、改正前の市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

(2) 令和3年1月1日以後の期間

ア この通知による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

イ その後の期間については、北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

2 この決定又は加算金額の決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、3箇月の期間が経過する前に、更正又は加算金額の決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、審査請求書は、1通提出してください。用紙は 課に備え付けてあります。

また、この決定又は加算金額の決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の書面を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、6箇月の期間が経過する前に、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、更正又は加算金額の決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、決定又は加算金額の決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでも決定又は加算金額の決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(日本産業規格A4)

第30号様式の2から第30号様式の4まで、第31号様式の2及び第31号様式の3中「平成25年12月31日」を「令和2年12月31日」に、「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「北九州市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年北九州市条例第30号）第1条の規定による改正前の北九州市市税条例（イにおいて「改正前の市税条例」という。）付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセント」に、「年7.3パーセント）。ただし、平成12年1月1日以前の期間については、年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント）」に、「、年14.6パーセント」を「、改正前の市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年14.6パーセント）」に、「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「1パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は年7.3パーセント）」を「1パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年7.3パーセント）」に、「年14.6パーセント）」を「、年14.6パーセント）」に改める。

第33号様式（裏）及び第34号様式（裏）中「平成12年1月1日から平成25年12月31日まで」を「令和2年12月31日以前」に改め、「、年7.3パーセントの割合にあっては当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は年7.3パーセント）とします。平成26年1月1日以後の期間については」を削り、「北九州市市税条例」を「北九州市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年北九州市条例第30号）第1条の規定による改正前の北九州市市税条例」に、「年14.6パーセント）」を「、年14.6パーセント）」に、「年7.3パーセント）とします。））」を「、年7.3パーセント）とします。令和3年1月1日以後の期間については、年14.6パーセントの割合にあっては北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年14.6パーセント）とし、年7.3パーセントの割合にあっては延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（加算後の割合の上限は、年7.3パーセント）とします。））」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号イ及び第4号、第15号様式の別添(表)及び(裏)以外の部分並びに第29号様式(その2)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市公告第732号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 家庭ごみ等収集業務4 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 最低制限価格 設定する。
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 有資格者名簿に記載されている本店所在地又は受任地（支店又は営業所）が北九州市内にあること。
- (5) 共同企業体での入札参加者は、自主結成により共同企業体を結成すること。また、全ての構成員が前各号の要件を全て満たすこと。

なお、共同企業体の構成員は、本件入札に参加する他の協同組合の組合員、単独での入札参加者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

(6) 協同組合として入札参加する場合は、その組合員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員又は単独での入札参加者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方式

ア 総合評価は、加算方式とする。

イ 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価値} + \text{価格評価値}$$

ウ 技術評価値は、次の(ア)から(エ)までの評価項目ごとの評価によって加算する。

(ア) 企業の評価

(イ) 環境活動への取組

(ウ) 作業体制

(エ) 作業提案

エ 価格評価値は、各入札者の入札金額に応じて得点を与える。ただし、最低制限価格を下回る金額をもって入札した者は、マイナス100点を与える。

オ 技術評価値及び価格評価値の配点は、次のとおりとする。

(ア) 技術評価値 200点

(イ) 価格評価値 100点

(2) その他総合評価に関する詳細については、次項第3号の仕様書等による。

4 仕様書等の交付場所、日時等

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部業務課

(2) 期間 この公告の日(以下「公告日」という。)から令和2年12月4日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 仕様書等の交付方法 第1号の場所において無償で交付する。

5 入札参加申出書の提出

この公告に係る一般競争入札に参加しようとするものは、仕様書等の交付を受けた上で所定の期日までに入札参加申出書を北九州市環境局循環社会推進部業務課へ提出しなければこの入札に参加できない。

(1) 提出書類

入札参加申出書

(2) 提出の期限、場所及び方法

- ア 提出期限 公告日から令和2年12月4日まで（日曜日等を除く。）
の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局循環社会推進部業務課
- ウ 提出方法 持参するものとする。

(3) その他

申請書等の書類作成に係る費用は、申請者の負担とする。

6 入札説明会の日時

- (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎9階91会議室
- (2) 日時 令和2年11月16日午後2時

7 入札の場所及び日時

- (1) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 入札金額積算内訳書
 - ウ 技術資料 入札説明書のとおり
- (2) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室
- (3) 日時 令和2年12月10日午後2時

8 落札者の決定方法

- (1) 入札及び開札にて入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ総合評価を行う。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で、入札金額と技術資料等の内容によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじ引きで落札者を決定する。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約価格の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 保証人

ア 人数 1名

イ 要件 次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(ア) 契約の相手方が何らかの理由で契約を履行できなくなった場合、契約の相手方に代わって契約を履行できる者

(イ) 契約の相手方が市又は第三者に損害を与えた場合、契約の相手方に代わってその損害を補償できる者

(ウ) 契約規則第2条の規定に該当しない者で契約規則第3条に規定する資格を有するものであること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

オ 落札者の決定までに入札参加資格を失った者がした入札

カ その他、入札の条件に違反した入札

(5) その他

本件業務委託に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2180

北九州市公告第733号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 家庭ごみ等収集業務5 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 最低制限価格 設定する。
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 有資格者名簿に記載されている本店所在地又は受任地（支店又は営業所）が北九州市内にあること。
- (5) 共同企業体での入札参加者は、自主結成により共同企業体を結成すること。また、全ての構成員が前各号の要件を全て満たすこと。

なお、共同企業体の構成員は、本件入札に参加する他の協同組合の組合員、単独での入札参加者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

(6) 協同組合として入札参加する場合は、その組合員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員又は単独での入札参加者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方式

ア 総合評価は、加算方式とする。

イ 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価値} + \text{価格評価値}$$

ウ 技術評価値は、次の(ア)から(エ)までの評価項目ごとの評価によって加算する。

(ア) 企業の評価

(イ) 環境活動への取組

(ウ) 作業体制

(エ) 作業提案

エ 価格評価値は、各入札者の入札金額に応じて得点を与える。ただし、最低制限価格を下回る金額をもって入札した者は、マイナス100点を与える。

オ 技術評価値及び価格評価値の配点は、次のとおりとする。

(ア) 技術評価値 200点

(イ) 価格評価値 100点

(2) その他総合評価に関する詳細については、次項第3号の仕様書等による。

4 仕様書等の交付場所、日時等

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部業務課

(2) 期間 この公告の日(以下「公告日」という。)から令和2年12月4日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 仕様書等の交付方法 第1号の場所において無償で交付する。

5 入札参加申出書の提出

この公告に係る一般競争入札に参加しようとするものは、仕様書等の交付を受けた上で所定の期日までに入札参加申出書を北九州市環境局循環社会推進部業務課へ提出しなければこの入札に参加できない。

(1) 提出書類

入札参加申出書

(2) 提出の期限、場所及び方法

ア 提出期限 公告日から令和2年12月4日まで（日曜日等を除く。）
の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局循環社会推進部業務課

ウ 提出方法 持参するものとする。

(3) その他

申請書等の書類作成に係る費用は、申請者の負担とする。

6 入札説明会の日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎9階91会議室

(2) 日時 令和2年11月16日午後2時

7 入札の場所及び日時

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 入札金額積算内訳書

ウ 技術資料 入札説明書のとおり

(2) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

(3) 日時 令和2年12月10日午後2時30分

8 落札者の決定方法

(1) 入札及び開札にて入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ総合評価を行う。

(2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で、入札金額と技術資料等の内容によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじ引きで落札者を決定する。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約価格の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 保証人

ア 人数 1名

イ 要件 次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(ア) 契約の相手方が何らかの理由で契約を履行できなくなった場合、契約の相手方に代わって契約を履行できる者

(イ) 契約の相手方が市又は第三者に損害を与えた場合、契約の相手方に代わってその損害を補償できる者

(ウ) 契約規則第2条の規定に該当しない者で契約規則第3条に規定する資格を有するものであること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

オ 落札者の決定までに入札参加資格を失った者がした入札

カ その他、入札の条件に違反した入札

(5) その他

本件業務委託に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2180

北九州市公告第734号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 家庭ごみ等収集業務6 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 最低制限価格 設定する。
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 有資格者名簿に記載されている本店所在地又は受任地（支店又は営業所）が北九州市内にあること。
- (5) 共同企業体での入札参加者は、自主結成により共同企業体を結成すること。また、全ての構成員が前各号の要件を全て満たすこと。

なお、共同企業体の構成員は、本件入札に参加する他の協同組合の組合員、単独での入札参加者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

(6) 協同組合として入札参加する場合は、その組合員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員又は単独での入札参加者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方式

ア 総合評価は、加算方式とする。

イ 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価値} + \text{価格評価値}$$

ウ 技術評価値は、次の(ア)から(エ)までの評価項目ごとの評価によって加算する。

(ア) 企業の評価

(イ) 環境活動への取組

(ウ) 作業体制

(エ) 作業提案

エ 価格評価値は、各入札者の入札金額に応じて得点を与える。ただし、最低制限価格を下回る金額をもって入札した者は、マイナス100点を与える。

オ 技術評価値及び価格評価値の配点は、次のとおりとする。

(ア) 技術評価値 200点

(イ) 価格評価値 100点

(2) その他総合評価に関する詳細については、次項第3号の仕様書等による。

4 仕様書等の交付場所、日時等

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部業務課

(2) 期間 この公告の日(以下「公告日」という。)から令和2年12月4日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 仕様書等の交付方法 第1号の場所において無償で交付する。

5 入札参加申出書の提出

この公告に係る一般競争入札に参加しようとするものは、仕様書等の交付を受けた上で所定の期日までに入札参加申出書を北九州市環境局循環社会推進部業務課へ提出しなければこの入札に参加できない。

(1) 提出書類

入札参加申出書

(2) 提出の期限、場所及び方法

- ア 提出期限 公告日から令和2年12月4日まで（日曜日等を除く。）
の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局循環社会推進部業務課
- ウ 提出方法 持参するものとする。

(3) その他

申請書等の書類作成に係る費用は、申請者の負担とする。

6 入札説明会の日時

- (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎9階91会議室
- (2) 日時 令和2年11月16日午後2時

7 入札の場所及び日時

(1) 提出書類

- ア 入札書
- イ 入札金額積算内訳書
- ウ 技術資料 入札説明書のとおり

- (2) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

- (3) 日時 令和2年12月10日午後3時

8 落札者の決定方法

- (1) 入札及び開札にて入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ総合評価を行う。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で、入札金額と技術資料等の内容によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじ引きで落札者を決定する。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約価格の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 保証人

ア 人数 1名

イ 要件 次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(ア) 契約の相手方が何らかの理由で契約を履行できなくなった場合、契約の相手方に代わって契約を履行できる者

(イ) 契約の相手方が市又は第三者に損害を与えた場合、契約の相手方に代わってその損害を補償できる者

(ウ) 契約規則第2条の規定に該当しない者で契約規則第3条に規定する資格を有するものであること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

オ 落札者の決定までに入札参加資格を失った者がした入札

カ その他、入札の条件に違反した入札

(5) その他

本件業務委託に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2180

北九州市訓令第14号

庁中一般

北九州市訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する訓令を次のように定める。

令和2年10月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、北九州市訓令に規定する申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち市長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する北九州市訓令の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

付 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市消防局訓令第4号

序中一般

北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程及び北九州市消防地理水利規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月30日

北九州市消防長 月 成 幸 治

北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程
及び北九州市消防地理水利規程の一部を改正する訓令

(北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程(昭和45年北九州市消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「記載し、押印する」を「記載する」に改める。

第6条の見出し中「、または」を「又は」に改め、同条中「、または」を「、又は」に、「公印または認印の押印」を「署名」に改める。

(北九州市消防地理水利規程の一部改正)

第2条 北九州市消防地理水利規程(昭和53年北九州市消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「の所有、管理、占有する」を「が所有し、管理し、又は占有する」に、「氏名」を「氏名(自署)」に改め、「㊟」を削る。

付 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第8号

北九州市上下水道局管理規程に規定する申請書等の押印の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年10月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

北九州市上下水道局管理規程に規定する申請書等の押印の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北九州市上下水道局管理規程に規定する申請書、申込書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち北九州市上下水道局長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する北九州市上下水道局管理規程の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

付 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
K-110	Connect	長尾英雄	北九州市小倉 北区三郎丸一 丁目8番6- 302号	令和2年1 0月30日
F-209	野田設備	野田裕之	福岡県鞍手郡 鞍手町大字中 山3168番 地22	令和2年1 0月30日

北九州市上下水道局告示第 37 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 10 月 30 日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
W-054	ホームガス商 事有限会社	梅野丈博	北九州市若松区 東二島三丁目 5 番 7 号	令和 2 年 9 月 30 日
F-048	J R 九州エン 지니어リング 株式会社	師村 博	福岡市博多区冷 泉町 4 番 17 号	令和 2 年 9 月 29 日

北九州市交通局管理規程第10号

北九州市交通局管理規程に規定する申請書等の押印の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年10月30日

北九州市交通局長 池 上 修

北九州市交通局管理規程に規定する申請書等の押印の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北九州市交通局管理規程に規定する申請書、申込書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち北九州市交通局長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する北九州市交通局管理規程の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

付 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

北九州市教育委員会
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第22号

北九州市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、北九州市教育委員会規則に規定する申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち教育長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する北九州市教育委員会規則の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

付 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月30日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会文書規程（昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号）
の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第2号様式中

「

文 取 扱 者 書 印	文 主 任 書 印
----------------------------	-----------------------

」を「

文 取 扱 者 書 者	文 主 任 書 任
----------------------------	-----------------------

」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会教育長訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する訓令を次のように定める。

令和2年10月30日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会教育長訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、北九州市教育委員会教育長訓令に規定する申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち教育長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する北九州市教育委員会教育長訓令の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

付 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

北九州市人事委員会規則に規定する届出書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第7号

北九州市人事委員会規則に規定する届出書等の押印の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、北九州市人事委員会規則に規定する届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「届出書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 届出書等のうち北九州市人事委員会が別に定めるものについては、当該届出書等について規定する北九州市人事委員会規則の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

付 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。